

平成 18（2006）年度 施政方針

平成 18 年 2 月 17 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

【 目 次 】

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる 持続可能な市民都市かわさき」をめざして

1	平成18年度市政執行の基本姿勢	1
2	「川崎の再生」の原動力となる3つの枠組み	4
	(1) 第2次行財政改革の断行	4
	(2) 新総合計画・川崎再生フロンティアプランの着実な推進	5
	(3) 自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり	6
3	平成18年度予算の編成	7
4	分野別の重点施策	9
	(安全で快適に暮らすまちづくり)	9
	(幸せな暮らしを共に支えるまちづくり)	11
	(人を育て心を育むまちづくり)	13
	(環境を守り自然と調和したまちづくり)	14
	(活力にあふれ躍動するまちづくり)	16
	(個性と魅力が輝くまちづくり)	18
	(参加と協働による市民自治のまちづくり)	20
5	おわりに	20

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる

持続可能な市民都市かわさき」をめざして

1 平成18年度市政執行の基本姿勢

昨年は、戦後60年という節目にあたり、全国で平和への誓いを新たにした年でしたが、戦後一貫して増加してきた我が国の人口が、ついに減少過程に移行するという、社会の転換点とも言える大きな変化のあった年でもありました。

この人口減という現象が、予測を上回る速さで現実のものとなったことは、社会環境の変化が、私たちの考えている以上に速いことを改めて認識させる出来事であったと思います。

本市におきましては、当面人口は増加していくことが予測されますが、少子高齢化が引き続き進行するとともに、これまでの社会を牽引してきた団塊の世代が一斉に退職期を迎える、いわゆる2007年問題が目前に迫っております。

こうした社会変化を鋭敏に読み取り、高齢者施策や子育て施策を一層充実させることや、シニアの方々の豊富な経験、知識、能力を地域社会の中で十分に発揮できるしくみづくりを行うことなど、変化に迅速かつ的確に対応しながら、市政を運営していくことが大変重要であると考えております。

国内外の状況を振り返りますと、国際社会におきましては、中東情勢をはじめ依然として不安定な状況が続く中、パキスタンでの大地震、アメリカへの度重なるハリケーンの上陸など、各地で自然災害による被害が発生しており、改めて日頃からの備えの重要性を痛感したところでございます。

国内におきましては、好調な企業の業績が雇用や家計にも波及するなど、景気回復の足取りが確かなものとなり、今後も引き続き、民間需要中心の緩やかな回復が続くことが見込まれておりますが、その一方では、マンションなどの構造計算書偽装問題をはじめ、社会的な相互信頼関係を踏みにじるような出来事が起こっており、地域社会を構成する様々な主体が、自らの責任をきちんと果たしていくことの大切さを再確認する必要があると考えております。

また、子どもを巻き込んだ卑劣な犯罪が多発するほか、新型インフルエンザなど新たな感染症への懸念など、平穏な暮らしを脅かすような出来事も相次ぎました。

市民の生命と財産を守り、日々のすこやかな生活を確保することは、行政として最も基本的な役割でありますので、市民の身近な安全を確保するとともに、災害や危機への備えをしっかりと整えるなど、安全・安心なまちづくりに全力で取り組んでまいります。

私は、川崎市長に就任するにあたり、改革を進める中から萌え出る新たな芽を、はじめは小さくともしっかりと育てることが、将来、大きな果実をもたらすものと確信し、川崎の再生、そして夢のあるまちづくりに向けて全力を尽くすことをお約束いたしました。

こうした考えの下、任期の1期目にあたる4年間は、しっかりと市政改革を進めるとともに、川崎の強みや特徴を活かして、川崎全体の活力と魅力を高める取組を積極的に展開してまいりました。

そうした取組の成果が徐々に発現され、「元気都市かわさき」の実現に向けて、今、川崎のまち全体が大きく動き始めていると実感しております。

1つには、我が国でも屈指の産業集積というこれまでの強みに加え、新たな研究開発機関の進出や立地企業の機能転換が相次ぎ、先端技術や研究開発機能の一層の集積が進んだことであります。今後は、これまで培ってきた技術に裏づけられた環境産業、高齢化社会を先端技術で支える福祉医療産業、音楽や映画の地域資源やガラスの工芸技術などを活かした生活文化産業などがさらに成長し、そうした新たな産業が相乗効果をもたらしながら、川崎の活力を一層高めていくものと考えております。

とりわけ、環境技術は、経済と環境が調和する持続型の社会を構築していく上で極めて重要なものであります。本市は、本年1月、国連環境計画（UNEP）との連携により、我が国の自治体として初めて「グローバルコンパクト」に署名をいたしました。こうした取組や、「アジア起業家村構想」の推進などを通じて、本市の環境技術を活かして国際社会に貢献することにより、川崎の存在感を広く

世界に示してまいりたいと考えております。

2つには、風格のあるまちづくりに向けた都市拠点整備が、市内各地において目に見える形で進展していることです。

川崎駅周辺におきましては、この秋、西口に斬新なデザインの大型複合商業施設である「ラゾーナ川崎」が竣工する予定となっており、駅東西の回遊性の向上とあわせ、より一層の活気と賑わいが期待されます。

また、小杉駅周辺地区におきましては、再開発事業の進展に加え、JR横須賀線の武蔵小杉新駅の設置などが予定されており、広域的な都市拠点としてのまちづくりが進んでまいります。

さらに、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区におきましては、市立多摩病院の開設のほか、登戸土地区画整理事業が進展しており、今後、JR南武線登戸駅の橋上駅舎、南北自由通路及びペDESTリアンデッキが供用開始されることにより、さらに快適で利便性の高い生活拠点の形成に向けたまちづくりが進んでまいります。

また、宮前平・鷺沼駅周辺地区におきましては、鷺沼プール跡地の総合的な整備が進み、4月には土橋小学校をはじめとして、保育所、広場などがそろってオープンし、宮前区の新たなシンボルゾーンになるものと考えております。

さらに、新百合ヶ丘駅周辺地区におきましては、万福寺地区の土地区画整理事業や芸術のまち構想の中心となるアートセンターの整備に向けた取組が進んでおり、北部における都市拠点機能が一層強化されるものと考えております。

3つには、文化やスポーツで数多くの明るい話題があり、川崎の新たな魅力として花開きつつあることです。

昨年夏、開館一周年を迎えた「ミュージア川崎シンフォニーホール」では、その記念事業として、「フェスタ・サマーミュージアKAWASAKI」を開催し、多くの方々に質の高いコンサートを楽しんでいただきました。この新たな音楽祭が川崎の夏の風物詩として定着するとともに、新百合ヶ丘地区への昭和音楽大学の開校などにより、「音楽のまち・かわさき」が一層のひろがりを見せることを期待したいと思います。

また、川崎駅前のシネマコンプレックス「チネチッタ」は若い世代を中心に連

日、賑わいを見せ、観客動員数・興行収入ともに3年連続日本一となりました。

さらに、この2月には、藤子・F・不二雄アートワークスの整備に向け民間事業者との基本合意が整い、その実現に向け大きな一歩が踏み出されました。「ドラえもん」をはじめとする藤子氏の作品は、夢・希望・勇気などを育む作品として幅広い世代の方々に愛されておりますので、川崎の新たな魅力として世界に発信していけるよう、民間との連携により積極的な取組を進めてまいります。

また、スポーツの分野でも、川崎フロンターレのJ1での大健闘、都市対抗野球での三菱ふそう川崎の優勝などをはじめ、川崎をホームタウンとするチームやアスリートの全国的な活躍が市民の方々に熱い感動を与えました。さらに、来年7月には、本市で「アメリカンフットボールワールドカップ」が開催されることが決定しており、こうしたスポーツの振興を通じて、魅力と活力にあふれるまちづくりがますます進展するものと考えております。

2期目の任期の実質的なスタートの年となる平成18年度は、こうした動きをより確かなものとするため、昨年、川崎再生に向けてお示しした3つの大きな枠組みである「第2次行財政改革プラン」、「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」、「自治基本条例」に基づく取組を確実に推進してまいります。

そして、川崎再生によってめざす姿である「元気都市かわさき」を、市民の方々が日々の生活の中で実感できるものとなるよう、引き続き市政運営に全力を傾注してまいります。

2 「川崎の再生」の原動力となる3つの枠組み

(1) 第2次行財政改革の断行

私の進める改革は、事業手法を効果的で効率的なものに改めコストを削減し、新たに捻出した財源を有効に活用することにより、将来にわたって市民に直接届く福祉サービスを増やすことを主眼としたものであります。

改革の断行により生まれた成果を、市民の方々に還元し、真に必要な市民サービスを充実させてまいります。

はじめに、行政体制につきましては、引き続き、効果的・効率的な執行体制の確立に向け、指定管理者制度の導入をはじめ民間活力の活用を図ることなどにより、第2次行財政改革プランの計画期間である3年間で、さらに約千人の職員削減という目標の達成に向けて取組を進めてまいります。

その一方、区役所機能の強化、総合的な子ども支援や公共建築物の耐震化など、積極的な対応を図る必要がある施策については、的確に対応できる体制を整備し、メリハリを利かした執行体制づくりを進めてまいります。

さらに、職員の能力や実績を適正に評価し、給与等の処遇に反映させる新人事評価制度を本格的に実施するとともに、多様な地域の課題を適切に解決していくことのできる職員の育成に向けて、意識改革や能力開発を促すほか、若手職員や女性人材の積極的な登用により組織の活性化を図ってまいります。

また、各公営企業につきましては、中期経営計画に基づき、経営健全化の取組を一層推進してまいります。

さらに、公共公益施設・都市基盤の整備につきましては、明日の川崎をかたちづくる都市基盤整備を推進するとともに、効率的な施設整備に向けて、多様な整備主体・手法を選択し、市民ニーズに適切に応えてまいります。

また、市民サービスの提供につきましては、社会環境の変化に適切に対応し、これまでのしくみを持続可能な制度にするため、公平・公正で効果的な市民サービスの構築に向け引き続き見直しを進めるとともに、IT社会に対応した迅速で利便性の高い行政サービスの提供に向けた環境整備を推進するほか、子育て支援の充実など時代が要請する真に必要な施策・事業を展開し、市民満足度の高いサービスを提供してまいります。

なお、国が定めた「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に沿い、第2次行財政改革プランの内容を基本に、5年間の計画として取りまとめた「集中改革プラン」をこの3月には公表し、行政情報の一層の透明化を図りながら、今後も改革を着実に推進してまいります。

(2) 新総合計画・川崎再生フロンティアプランの着実な推進

誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能なまちへ、そして元気都市かわさ

きへと再生を進めていくため、これからの経営プランとして策定いたしました新総合計画の2年度目の年となります。

実行計画を着実に推進していくことにより、まちづくりの基本目標の実現が確かなものになると考えておりますので、事業推進に向けて、財源や事業手法などの面でさまざまな工夫を凝らしながら、取組を進めてまいります。

また、少子高齢化の急速な進行をはじめとするさまざまな環境変化に対応して、明日の川崎を支えていく礎となり、活力ある地域社会づくりのための太い幹となるようなしくみづくりに向けて、新たに種をまき、芽を出す取組についても計画に位置付けておりますので、このような先駆的な取組についても、着実な成果をあげるよう戦略性を持って取り組んでまいります。

そして、計画全体の実行性を担保するとともに、その成果を確かなものとしていくため、計画に基づく施策の推進による実績や効果を評価・検証し、その結果をこれからの取組に活かしていく、施策評価についても新たに実施してまいります。

一方で、急速に変化する社会情勢の中で、さまざまな新たな課題が日々発生しております。こうした課題に対しても、市民の安全で安心な暮らしを守るという行政の基本的な責任を果たしていくため、臨機に機動的な対応を行っていくことが重要であります。こうしたことから、計画を着実に推進することに加え、このような新たな課題に対しましても、柔軟な発想で解決のために求められる取組を進めてまいります。

(3) 自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり

本格的な地方分権の時代を迎え、自立した自治体を構築するとともに、市民が暮らしやすい地域社会の実現に向けて、市民自治を基調とする自治体運営を行うことの重要性がますます高まってきております。

こうした中で、個性豊かで活力に満ちた市民本位のまちづくりを推進するため、自治基本条例において自治を営むための3つの基本原則として定めた情報共有、参加、協働の原則を踏まえた新たな自治のしくみづくりを進めてまいります。

また、地域における課題を地域で解決するための調査、審議を行う区民会議を

本格設置するほか、市民に最も身近な存在である区役所を、課題解決に向けた「市民協働の拠点」として整備するため、区役所の機能を総合的に強化し、区における地域課題解決のしくみを構築する取組を進めてまいります。

さらに、多様化、複雑化する地域課題に的確に対応していくためには、公益的な活動に取り組んでいるさまざまな団体と行政との協働が不可欠でありますので、豊かな地域社会の実現に向け、協働のしくみづくりを進めてまいります。

3 平成18年度予算の編成

政府の「改革と展望」における経済見通しによりますと、平成17年度のがわが国経済は、企業部門の好調さが雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及しており、民間需要中心の緩やかな回復が続くと見込まれることなどにより、国内総生産の実質成長率は、2.7%程度になり、平成18年度においても、1.9%程度になると予想されています。

本市におきましては、固定資産税が評価替えの影響から減となりますが、企業収益の増加や課税所得の増加等により市民税が大幅に増加することなどから、市税収入全体で4.0%の増を見込んでおります。

一方、三位一体の改革につきましましては、昨年年第1期改革の中で、地方六団体の主張がある程度受け入れられたという点では一定の評価ができるものの、真の地方分権の確立に向けては、その改革の規模、内容とも極めて不十分なものとなっておりますので、第2期改革に向けて、引き続き、国に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

三位一体の改革の本市への影響は、国庫補助負担金の改革と税源移譲の面では、プラスの効果をもたらしておりますが、地方交付税の改革では、地方財政計画の規模の抑制による財源不足額の圧縮により、臨時財政対策債が前年度を大幅に下回っており、三位一体の改革全体ではマイナスとなっております。

こうした影響や、減債基金からの借入れにより収支均衡を図っていることなどを踏まえますと、本市財政は、依然として厳しい状況下にあります。

このような中で、平成18年度の予算編成は、市政運営の3本柱である「第2次行財政改革の断行」「新総合計画・川崎再生フロンティアプランの着実な推進」

「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」の具体化を図り、活力とうるおいのある「元気都市かわさき」の実現に向けた、メリハリのある予算配分といたしました。

こうした予算配分を象徴するものとして、

1つは、少子高齢化が進む社会において、誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に向けた取組です。

安全で安心な地域環境を整備するために、地域の特性を活かした地域防災力の向上を図るとともに、災害や危機事象の発生の際に、市民の生命を守るための備えを充実するほか、高齢社会を共に支え合う地域福祉社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

2つは、総合的な子ども支援を推進する取組です。

保育所の整備を着実に進めるとともに、子育てに関する負担の軽減を図ってまいります。また、「生きる力」を育むためにきめの細かい学校教育を推進するとともに、より公正で透明な学校運営をめざして地域に開かれた信頼される学校づくりを進めてまいります。

3つは、環境に配慮した循環型のしくみづくりを進める取組です。

本市に立地する企業が有する環境技術を活用した環境配慮の取組などにより国際貢献を推進するとともに、市民との協働により緑の創出・育成に取り組んでまいります。

4つは、産業活力を高めるための産業イノベーションを促進するとともに、都市の拠点機能を高度化するための取組です。

本市に立地する企業の有する技術やノウハウを活かした新たな産業創出に向けた取組を進めるとともに、魅力ある都市拠点の整備を推進してまいります。

5つは、川崎の魅力を育て発信するとともに、豊かな市民協働社会を実現するための取組です。

川崎が持つ特徴や長所、地域資源などを地域の活性化につなげる取組を進めるとともに、分権時代の新たな自治のしくみづくりを進めてまいります。

こうした観点に立って編成した平成18年度一般会計の予算規模は、前年度に比べ350億円、6.9%の増となっております。この主な要因は、満期を迎え

た市債の償還元金の増や新川崎地区整備事業費の増などによるものです。

一般会計	5, 4 5 6 億円余	(対前年度比 6. 9%増)
特別会計 (1 4 会計)	5, 4 5 7 億円余	(対前年度比 6. 2%増)
企業会計 (6 会計)	1, 9 1 5 億円余	(対前年度比 4. 5%減)
合 計	1 兆 2, 8 2 9 億円余	(対前年度比 4. 7%増)

第2次行財政改革プランでお示しした改革目標については、概ね達成することができたものと考えておりますが、特に、人件費の削減については、職員数の削減や特殊勤務手当等の見直しにより、改革目標を上回ることができました。

また、改革効果の還元という視点から、就学前児童への小児医療費助成の拡大、私立幼稚園保育料補助の拡大など、市民サービスの拡充にも取り組みました。

さらに、これまで収支不足への対応として、将来の市債償還のための減債基金への積立については、第2次行財政改革プランに基づき「満期一括償還積立繰延」を実施してまいりましたが、平成18年度は、積立繰延額を縮減し、減債基金残高の確保を図るなど、起債協議制への移行に伴う今後の資金調達への取組及び健全な財政構造に向けた取組の推進を図ったところでございます。

今後におきましても、激しい社会経済環境の変化に対応し、川崎の再生と市民生活の維持向上を図るために、持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を推進してまいります。

4 分野別の重点施策

(安全で快適に暮らすまちづくり)

災害や危機に対する備えをしっかりと行うとともに、身近な地域における安全で快適な環境を整備し、全ての市民の暮らしの安全を確保するための取組を進めてまいります。

はじめに、地域防災力の向上に向けて、地域の特性に応じた「各区防災計画」の策定を進めるとともに、NPO法人など多様な市民団体の防災活動を支援して

まいります。

また、建築物の安全を確保するため、公共建築物の耐震化の推進や、木造住宅の耐震化の促進などを図るとともに、分譲マンションの管理組合が実施する耐震診断への助成を行ってまいります。

さらに、消防署が地域の防災拠点としての機能を発揮するため、中原消防署及び幸消防署の改築や新作出張所の耐震補強工事などを着実に進めるとともに、大師消防出張所と富士見消防出張所の統合に向け、「(仮称) 藤崎消防出張所」の整備を推進するなど、消防力の総合的な充実強化を図ってまいります。

また、災害時におけるライフラインを確保するため、民間などの各団体との協定の締結などにより非常時への備えを充実させるとともに、水道水の安定供給に向け老朽化した施設の更新を着実に行ってまいります。

さらに、多摩川の洪水や地震などの災害時に水防・復旧活動の拠点となる大師河原水防センターの整備を国と共同で進めるとともに、集中豪雨等による浸水被害を防ぐため、大師河原雨水貯留管の整備に着手するほか、下水道施設の再整備を計画的に行ってまいります。

さらに、身近な安全を脅かす犯罪などから市民を守り、安全な地域社会を地域と力を合わせてつくりあげるため、地域の防犯活動への支援、防犯パトロール体制の構築を進めてまいります。

また、構造計算書偽装問題への適切な対応を図るほか、住宅工事の契約における消費者トラブルを未然に防止するため、本市と「住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定」を締結する事業者の拡大を図ってまいります。

さらに、4月から「路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、その実効性を高めていくため、路上における喫煙の防止に向けた啓発活動を行ってまいります。

また、交通事故を防止するため、「あんしん歩行エリア」に指定している8地区のうち、戸手地区など残りの4カ所で事業に着手し、市民との協働及び警察との連携により、交通安全対策を実施してまいります。

また、パソコンや携帯電話によるバス運行情報の提供の充実など、市バスの利便性向上を図るとともに、首都圏の鉄道、バス事業者で相互利用できる新たな共通ICカード乗車券を市バスに導入するほか、民間バス事業者への普及に向けた支援を行ってまいります。

さらに、駅周辺等における放置自転車対策として、八丁畷駅周辺ほか7カ所を新たに「自転車等放置禁止区域」に指定するとともに、自転車等駐車場の整備を推進するほか、地域の実情にあったさまざまな取組を総合的に進めてまいります。

また、市南部の三次救急医療を担う施設として川崎病院に「救命救急センター」を設置し救急医療体制の充実を図るほか、「総合周産期母子医療センター」の設置に向けて専門家による検討会を設置するなど、本市における周産期医療の体制整備に向けた取組を推進してまいります。

さらに、AED（自動体外式除細動器）の計画的な設置、救急救命士の養成や救急隊の増強に向けた取組、新型インフルエンザの発生を想定した対応などを着実に進めてまいります。

（幸せな暮らしを共に支えるまちづくり）

市民が、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう、自助・共助・公助の適切なバランスを保ちながら、地域社会での支え合いを基本とする、持続型の地域福祉社会を構築してまいります。

はじめに、地域で共に支え合う福祉を推進するため、地域福祉推進の全市的な拠点施設として「総合福祉センター」を中原区に整備するとともに、社会福祉施設等と連携して、災害時における要援護者に対する安全確保や緊急介護体制の強化を図ってまいります。

また、高齢者の社会参加や、高齢者同士が地域で支え合いお互いの健康づくりと生きがいをづくりなどを促進する環境を整備するため、地域交流センターとの併設により「高津老人福祉センター」を開設するとともに、老人いこいの家の整備を進めてまいります。なお、老人福祉センターにつきましては、これにより、市内7区すべてに設置が完了いたします。

さらに、高齢者の要介護状態への移行や重度化を防ぎ、可能な限り自立した地域生活を営むことを支援するため、介護予防拠点の整備や介護予防プログラムの普及・促進を進めるとともに、地域の総合相談窓口や介護予防マネジメント等を実施する公正・中立な機関として、新たに「地域包括支援センター」を設置してまいります。

また、高齢者それぞれの状態に応じて生活や介護を支援するため、介護保険制度の適切な運用を図るとともに、認知症高齢者の権利擁護や、介護家族の支援を行っていくため、新たに「あんしんセンター」を3カ所設置いたします。

さらに、高齢者の多様な居住環境を整備するため、民間の力を活用しながら古市場地区において「特別養護老人ホーム」の建設に着手し、第2期高齢者保健福祉計画の整備目標である31カ所の整備を達成するとともに、介護老人保健施設の整備などを進めるほか、上平間地区に新たにサテライト型の小規模特別養護老人ホームの建設に着手してまいります。

次に、障害者福祉施策につきましては、障害者の居住環境を整備するためグループホーム事業の拡充を引き続き進めるとともに、障害者の相談支援を充実するための「障害者生活支援センター」を設置し、さらに障害を持つ中高生の放課後や長期休暇中の活動の場を提供する障害児タイムケアモデル事業を新たに実施してまいります。

また、麻生区内において、新たに老人いこいの家との合築により地域リハビリテーションセンターなど障害者複合施設の整備に着手するとともに、宮前区内における知的障害者入所更生施設の整備を進めるほか、幸区内において通所授産施設の整備を進めてまいります。

さらに、市内4カ所目の「地域療育センター」の整備に向け、候補地や運営手法の検討を行うとともに、「発達障害者支援センター」の設置に向けた検討を進めてまいります。

次に、市民の確かな安心を支えるため、時代状況に適切に対応する医療費等の支援として、市内全域の20歳以上の気管支ぜん息患者に対する自己負担の一部助成を開始するとともに、65歳以上の公害病被認定者に対するインフルエンザ予防接種への助成などを実施するほか、神経難病患者等一時入院事業により、介助者の負担軽減を図ってまいります。

また、井田病院については市立3病院の機能分担等を見据え、再編整備に向けた基本計画の策定に取り組んでまいります。

(人を育て心を育むまちづくり)

子どもたちが、すこやかで健全に成長していくため、総合的な子ども支援を展開するとともに、生きる力を身につけるための教育を進めてまいります。

はじめに、子育てに関する負担の軽減を図るため、小児医療費の助成制度の対象を就学前児童へ拡大するとともに、私立幼稚園の保育料補助を充実してまいります。

また、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み、育てることができる社会をめざし、地域子育て支援センターを拡充するとともに、平成19年度の保育所待機児童の解消をめざして、民間活力を活用して保育所の整備を進めるほか、民間認可保育所における延長保育や一時保育の拡充などにより保育環境を一層充実してまいります。

さらに、児童に対する総合的な相談・支援体制を確立するため、「こども家庭センター」を設置するとともに、母子家庭の母に対する就業・自立支援を充実してまいります。

次に、学校教育につきましては、きめ細やかな指導を行うため、少人数指導を推進するとともに、小中学校、聾学校及び養護学校を原則として2学期制へ移行してまいります。

また、児童生徒の安全対策として市民との協働による学校安全対策を図るとともに、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるため、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度を、新たに開校する土橋小学校などにおいて試行的に導入してまいります。

さらに、豊かな心とすこやかな身体を育むため、読書を通じて子どもの感性を磨く「読書のまち・かわさき」事業や子どもが音楽に親しむ機会を提供する「子どもの音楽活動」事業の推進、外部指導者の導入による中学校部活動の充実などに取り組むとともに、不登校対策を総合的に展開してまいります。

教育環境の整備につきましては、柿生中学校の改築に伴う環境影響評価、東生田小学校の改築実施設計、河原町小学校との統合を見据えた御幸小学校の大規模改修実施設計などを実施するとともに、児童の急増に対応して久地小学校の校舎、体育館並びに麻生小学校の校舎の増築などを行ってまいります。

また、富士見中学校の校庭の狭隘を解消するため、用地を借上げ、校庭の整備を行うとともに、黒川地区小中学校につきましては、用地の買取りを行い、PFI手法による整備を引き続き進めてまいります。

さらに、義務教育施設の安全性の向上に向けて、これまでの計画の前倒しを行い、平成20年度の事業完了に向け耐震対策事業を実施するほか、情報教育を推進するため、校内LANやコンピュータの整備、充実を図ってまいります。

次に、市民が生涯を通じて学び成長する環境づくりにつきましては、市民の学習や活動がより豊かに行われ、学習の成果が地域社会に還元されるしくみをつくりあげるため、市民の主体的で多様な学習活動を支援してまいります。

まず、地域における生涯学習・市民活動等の場を整備するため、有馬・野川地区の生涯学習拠点施設の整備に向けて基本設計等を実施するほか、学校施設の有効活用を推進してまいります。

また、市民が気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた地域交流を進めるため、総合型地域スポーツクラブの育成を引き続き支援するとともに、「宮前スポーツセンター」を開設するほか、「(仮称)多摩スポーツセンター」の整備に向けた取組を引き続き進めてまいります。

さらに、シニア世代の豊富な知識や能力を活かした市民主体の新しい社会システムの構築に向け、シニア能力の地域活用方針を策定するとともに、新たにモデル事業を実施してまいります。

(環境を守り自然と調和したまちづくり)

市民の快適な生活環境を守るため、地域の環境対策を進めるとともに、廃棄物の発生、排出抑制やリサイクルの推進など、環境に配慮した循環型社会をめざした取組を進めてまいります。

まず、ごみをつくらない社会を実現するため、3Rを推進する取組としてミックスペーパーの分別収集や生ごみリサイクルのモデル事業を実施するほか、普通ごみの効率的な収集体制の構築をめざして、週4日から3日収集に変更するための取組を進めるとともに、廃棄物の適正な処理を行うため、「(仮称)リサイクルパークあさお」の整備に向けた取組を進めてまいります。

また、地球環境に配慮した地域レベルからの取組として、住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助制度を新設するなど、新エネルギーの導入を推進するとともに、建築物環境配慮制度の運用を開始してまいります。

さらに、国連環境計画（UNEP）と連携し、本市に立地する企業が有する環境技術を活かし発展途上国の環境配慮への取組を促進することなどにより、国際貢献を推進するとともに、環境分野における総合的な調査研究及び情報収集、発信拠点となる環境総合研究所の整備へ向けた取組を推進してまいります。

次に、良好な自然環境を次世代に継承していくための取組といたしましては、多摩丘陵などの貴重な緑の保全と育成を図るとともに、市民が憩い、親しむことのできる緑環境の創出に市民との協働により取り組んでまいります。

まず、緑を取り巻く環境変化に適切に対応するため、「緑の基本計画」の改定に向けた取組を進めてまいります。

緑豊かな環境をつくりだすための取組として、特別緑地保全地区の用地取得や地区指定などを着実にを行うとともに、黒川、岡上、早野地区に残る樹林地などについては農業振興策と連携し、農ある風景の保全を推進するほか、農業公園づくりなど都市農地の保全と活用を進めてまいります。

また、多摩・三浦丘陵は、首都圏における貴重な自然環境であることから、本市が旗振り役となり、関係する自治体と広域的に連携し、その保全、活用に向けた取組を進めてまいります。

さらに、川崎フロンターレのホームグラウンドである等々力緑地の施設整備を行うほか、富士見公園につきましては、公園ホームレス自立支援施設の開設、コミュニティガーデンなどの環境整備、「アメリカンフットボールワールドカップ」の開催に向けた川崎球場の整備を進めるとともに、「富士見周辺地区整備基本計画」を策定してまいります。

また、市民との協働により公園緑地、里地里山の管理運営を行う団体を効果的に支援するため、新たに「緑のボランティアセンター」を設置するとともに、緑化推進重点地区において、花と緑を基調とする魅力あるまちづくりを推進するほか、市民、企業の方々との連携により新たな緑を創出する「市民による10万本植樹」運動や、市民健康の森の整備を着実に進めてまいります。

(活力にあふれ躍動するまちづくり)

首都圏における優位性を活かして臨海部の再生を図るとともに、川崎の持つ長所、特徴を活かして活力ある産業集積を進めるほか、新産業の創出を図ることなどにより、川崎を支える産業基盤を強化してまいります。

まず、羽田空港再拡張、国際化の効果を最大限に引き出し、臨海部全体の活性化や経済の再生に資するため、神奈川口構想の推進について、国及び関係自治体と十分連携しながら取組を進めてまいります。さらに、都市再生緊急整備地域に指定されている「浜川崎駅周辺地域」及び「川崎殿町・大師河原地域」において、拠点形成に向けた整備が進んでおりますので、臨海部全体の一層の活性化や、競争力と魅力あふれる国際的な都市拠点の形成につながるよう積極的に取り組んでまいります。

そして、臨海部が環境と経済が調和する持続型社会の実現に貢献し、国際的に存在感のある地域として発展するため、国連環境計画（UNEP）との連携協調を進めるとともに、産業競争力強化に資する企業間連携によるモデル事業を推進するほか、再生に向けて、引き続き臨海部産学公民連携推進事業を推進してまいります。

また、成長著しいアジア諸国の人材と活力を活かしながら新たな産業の創出を図るため、新たに韓国の大邱広域市へのトップセールスを行うなど、「アジア起業家村構想」を一層推進してまいります。

さらに、広域連携に基づく港湾物流拠点の形成を図るため、港湾物流機能の高度化を図るとともに、浮島2期地区において廃棄物埋立護岸の整備を推進するほか、基幹的広域防災拠点として東扇島東緑地の整備を進めてまいります。

また、環境調和型まちづくり構想の継続的な推進を図り、臨海部への新たな環境調和型産業の振興を図ってまいります。

さらに、こうした臨海部地域のさまざまな動きを見据えながら、臨海部の再編整備に向けた土地利用方針の検討を行うとともに、浮島1期地区においては暫定土地利用に向けた取組を進めてまいります。

また、本市における科学技術を活かした研究開発活動の活性化を図るため、市内外で活躍する研究者・技術者間の交流の場として「かわさき科学技術サロン」

を設けるとともに、本市の地域特性に応じた知的財産戦略の策定に向けた調査を行ってまいります。

さらに、市内のものづくり産業の高度化・複合化を促進するため、中小製造業の新技术・新製品の開発等への支援や、産学共同研究開発プロジェクト助成事業を行うとともに、中小企業への支援策として、市内製造業の優れた製品や技術を発掘し、「川崎ものづくりブランド」として国内外へ情報を発信してまいります。

また、本市に立地する企業の有する技術やノウハウを活かして、福祉分野での新たな産業創出に向けて、「かわさき福祉産業振興ビジョン」を策定するとともに、モデル事業を実施してまいります。

さらに、新エネルギービジョンに基づく産業の振興に取り組むほか、コミュニティビジネスの振興を図るため、その担い手であるNPO法人への融資を充実させてまいります。

また、市内の名産品を掘り起こして市内外へアピールする「Buyかわさきキャンペーン」の取組を商工会議所との連携により進めるとともに、「音楽のまちづくり」やホームタウンスポーツの振興などと連動した魅力ある商店街づくりの促進、川崎駅周辺などにおける魅力ある商業拠点の形成、空き店舗総合活用事業などによるコミュニティの核としての地域商業の振興などを図ってまいります。

さらに、都市農業の振興を図るため、環境保全型農業の推進など市民ニーズに沿った付加価値の高い農業経営を支援するとともに、直売イベントの充実やふれあい市の開催、さらには直売団体への奨励、直売所の施設整備への補助などを通じた地産地消の推進、将来の川崎の農業を担う農業経営者の育成支援などに取り組んでまいります。

次に、広域調和・地域連携型のまちづくりをめざした取組として、民間活力との適切な連携を図りながら、都市拠点や基幹的な交通網の整備を進めてまいります。

まず、川崎駅周辺地区につきましては、西口の再開発事業の進展にあわせ、駅東西の回遊性向上や西口駅前広場の整備、東口のバリアフリー化の推進など都市拠点にふさわしい機能を整備してまいります。

小杉駅周辺地区につきましては、利便性の高い交通結節点という特色を活かし、

本市の新たな玄関口として魅力ある広域拠点的形成するため、J R横須賀線武蔵小杉新駅設置に向けた取組を推進するとともに、民間活力を積極的に活用した再開発事業を推進してまいります。

新川崎地区につきましては、新たな土地利用及び都市基盤の方針を定めた地区計画に基づき、地域生活拠点にふさわしい良好な市街地の形成を図るため、道路等の先行取得用地の買戻し、実施設計及び整備を行うとともに、操車場跡地周辺市街地のまちづくり方策の検討を行ってまいります。

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区につきましては、土地区画整理事業などの着実な推進を図るとともに、J R南武線登戸駅の駅舎改良、南北自由通路及びペデストリアンデッキの早期の完成に向け、整備を進めてまいります。

また、広域的な交通幹線網の整備に向けて、国及び道路関係4公団の民営化により設立された高速道路株式会社などとの綿密な協議・調整を進めながら川崎縦貫道路の早期完成をめざして取組を進めるとともに、京浜急行大師線連続立体交差事業の着実な推進を図ってまいります。

さらに、今後の都市計画道路などの整備方針等を明らかにする「道路整備プログラム」を策定するとともに、本市の将来像を見据えた都市計画道路網の見直し方針を取りまとめまいります。

また、川崎縦貫高速鉄道線の整備につきましては、小杉接続での鉄道事業許可の取得に向けて調査・設計を行うとともに、関係機関との協議・調整を行うほか、鉄道整備基金の積み立てを進めてまいります。

(個性と魅力が輝くまちづくり)

川崎の潜在的な力を掘り起こし、民間との連携により新たな都市の魅力づくりを進め、国際的な文化都市・環境都市へと変貌を遂げつつある川崎の姿を広く内外に発信するとともに、市民が自らの暮らすまちに愛着と誇りを持てるまちづくりを進めてまいります。

まず、川崎の新たな魅力として定着しつつある「音楽のまちづくり」をさらに推進するため、「ミューザ川崎シンフォニーホール」において、引き続き良質な音楽芸術を提供するほか、市内各地で民間との連携により幅広い取組を進めてまい

ります。3月には、「アジア交流音楽祭」をミューザで開催し、これに合わせて、アジアの食文化などを通じて交流を図る「アジアン・フェスタ」を実施するとともに、この秋には、韓国から「富川フィルハーモニックオーケストラ」をお招きし、「川崎市・富川市交流10周年コンサート」を開催し、友好の絆を一層、深めてまいります。

また、新百合ヶ丘を中心とした「芸術のまちづくり」構想の中核施設となるアートセンターを整備するとともに、川崎駅西口にオープンする「ラゾーナ川崎」内に、新たに市民文化施設を整備するほか、民間事業者と手を携えて、本市ゆかりの著名な漫画家である藤子・F・不二雄氏の作品を保存展示する「(仮称)藤子・F・不二雄アートワークス」の整備に取り組んでまいります。

さらに、市民ミュージアムの魅力を高めるとともに施設の有効活用を図るため、改革を一層推進し、公募による新館長のもとで運営を行うほか、特別展示室などの改修を実施してまいります。

また、遺跡の保存に向けた橘樹郡衙推定地の用地取得、岡本太郎美術館の資料のデジタル化などに取り組むほか、青少年科学館の改築に向けて独自の機能を付加した新型メガスターの導入に向けた検討を行ってまいります。

さらに、平成19年7月、本市で開催される「アメリカンフットボールワールドカップ」の運営支援を行い、国際大会を通じて川崎のイメージアップを図るほか、川崎フロンターレと連携した取組を進めるなど、ホームタウンスポーツの振興を図り、スポーツを通じて地域の魅力と活力を高めてまいります。

また、より多くの市民が多摩川に親しめる環境づくりを総合的に進めていくため「多摩川プラン」を策定するとともに、多摩川に関する総合的なシンポジウムの開催や多摩川緑地における維持管理レベルの向上、幸区における船着場周辺等の整備に向けた取組などを進めてまいります。

さらに、昨年、川崎港において発見されました学術的にも価値の高い世界最大級のホオジロザメの剥製化を進め、川崎マリエンに展示してまいります。

そして、こうした様々な地域資源を活用するとともに、商工会議所との連携により産業観光を推進するほか、川崎の地域資源である現代ガラス工芸の振興なども通じて、観光・集客産業のさらなる育成を図ってまいります。

(参加と協働による市民自治のまちづくり)

市民の参加と協働による地域主体のまちづくりを進めるとともに、情報化による効果的な行政サービスの提供や情報共有のしくみづくりを進めてまいります。

まず、区における地域社会の課題を的確に把握し、区民の参加と協働によって地域で解決するための調査審議を行う「区民会議」を、全区に設置してまいります。併せて、区役所を地域の課題を主体的に解決する総合行政機関とするため、「区における総合行政の推進に関する規則」を制定し、区長による施策等の調整機能を強化するとともに、区予算の充実を図ってまいります。

また、市政の重要事項について、直接住民の意思を把握することを目的に住民投票制度の創設に向けた取組を進めるとともに、自治運営の基本原則である情報共有と参加の実効性を高めるため、パブリックコメント手続の制度化を図ってまいります。

また、暮らしやすい地域社会の実現に向け市民と行政が協働する際の基本的な考え方などを定める「協働のルール」を策定するとともに、公益的な活動を行う市民活動団体に対する支援を充実させてまいります。

さらに、市民満足度の高い行政サービスを提供するため、「登戸行政サービスコーナー」を開設するとともに、戸籍業務の電算化や電子申請システムの充実を図るほか、市民からの問い合わせ等に一元的に対応する「コンタクトセンター」を本格的に運営してまいります。

また、ITの双方向性を活用して市民や企業、市民活動団体等が情報交流や情報共有を図ることを目的に、宮前区をモデル地区として、官民協働のインターネットポータルサイトを開設してまいります。

5 おわりに

以上、平成18年度に実施する施策の基本的な考え方について申し上げます。

今後とも、まちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして、全力を傾注してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解と御協力を心からお願い申し上げます。